

○旅客自動車運送事業運輸規則

(昭和三十一年八月一日)

(運輸省令第四十四号)

抜粋

(物品の持込制限)

第五十二条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、国土交通大臣が告示で定める条件に適合する場合は、この限りでない。

一 火薬類([火薬類取締法\(昭和三十五年法律第百四十九号\)](#))の火薬類をいう。ただし、五十発以内の実包及び空包であつて、弾帯又は薬ごうに挿入してあるものを除く。)

二 百グラムを超える玩具用煙火

三 揮発油、灯油、軽油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体(喫煙用ライター及び懐炉に使用しているものを除く。)

四 百グラムを超えるフィルムその他のセルロイド類(ニトロ・セルローズを主材とした生地製品、半製品及びくずをいう。)

五 黄りん、カーバイト、金属ナトリウムその他の発火性物質及びマグネシウム粉、過酸化水素、過酸化ソーダその他の爆発性物質

六 放射性物質等([放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則\(昭和三十五年総理府令第五十六号\)第十八条の三第一項](#)の放射性同位元素等並びに[核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律\(昭和三十二年法律第百六十六号\)第二条第二項](#)の核燃料物質及びそれによつて汚染された物をいう。)

七 苛性ソーダ、硝酸、硫酸、塩酸その他の腐食性物質

八 高圧ガス([高圧ガス保安法\(昭和三十六年法律第二百四号\)](#))の高圧ガスをいう。ただし、消火器内に封入した炭酸ガス及び医薬用酸素器に封入した酸素ガスを除く。)

九 クロル・ピクリン、メチル・クロライド、液体青酸、クロロ・ホルム、ホルマリンその他の有毒ガス及び有毒ガスを発生するおそれのある物質

十 刃物

十一 五百グラムを超えるマッチ

十二 電池(乾電池を除く。)

十三 死体

十四 動物(身体障害者補助犬([身体障害者補助犬法\(平成十四年法律第四十九号\)](#))の身体障害者補助犬をいう。)&及びこれと同等の能力を有すると認められる犬並びに愛玩用の小動物を除く。)

十五 事業用自動車の通路、出入口又は非常口をふさぐおそれのあるもの

十六 [前各号](#)に掲げるもののほか、他の旅客の迷惑となるおそれのあるもの又は車室を著しく汚損するおそれのあるもの

(昭三三運令一六・昭五二運令三四・昭五三運令七四・昭六一運令二九・平元運令五・一部改正、平二運令二三・旧第三十六条繰下・一部改正、平九運令一二・平一四国交令一〇三・平一七国交令六一・平三〇国交令九〇・平三一国交令三・令二国交令九三・一部改正)